

士別市家庭応援券取扱店舗募集要項

1 趣旨

士別市では、食料品価格等の物価高騰が市民家庭に与える影響を緩和するため、市内の店舗で使用することができる「士別市家庭応援券（以下「応援券」という。）」を市内の全世帯へ発行することとしました。つきましては、応援券の取扱店舗として、本事業にご協力いただける事業所や店舗を募集します。

2 応援券の概要

(1) 名称	士別市家庭応援券
(2) 発行団体	士別市
(3) 構成	1世帯あたり1,000円券10枚 (一般商店等利用券5枚・共通券5枚) ※一般商店等利用券…中小規模店でのみ利用可、大型店やチェーン店等での利用不可 共通券…全ての登録店舗で利用可
(4) 取扱店舗	士別市内に店舗のある飲食・小売・サービス業者など
(5) 使用可能期間	令和6年6月3日(月)から令和6年12月31日(火)まで
(6) 対象者	士別市内に住民登録のある世帯(約8,800世帯) ※基準日は令和6年5月1日です
(7) 配付方法	応援券は、「ゆうパック」で6月3日から世帯主宛に順次発送します

3 応援券の取扱い

応援券の取り扱いにおいては、以下の事項を厳守してください。

- (1) 券面記載額に相当する物品の販売又はサービスの提供等の取引において使用可能です。
- (2) 応援券を受領した時は、再流出を防止するため応援券裏面の「取扱店舗」欄に店舗名を記入(押印も可)してください。
- (3) つり銭は出さないものとします。
- (4) 使用期間を経過した応援券は使用できません。
- (5) 応援券の使用対象にならないものは以下のとおりです。

- ①不動産に関する支払及び金融商品
- ②たばこ等、法律や条例により定価以外での販売が禁止されているもの
- ③有価証券、金券、プリペイドカードその他換金性の高いもの
- ④国税又は地方税等の公租公課及び国又は地方公共団体に対して支払う使用料等
- ⑤公的医療保険、公的介護保険等の一部負担金(処方箋が必要な医薬品を含む。)
- ⑥その他、市が応援券の使用対象として適当でないと認めたもの

(6) 受領した応援券の紛失、滅失及び盗難、偽造その他不正に使用された応援券の受領、使用できない応援券の受領等について、市はその責を負いません。

4 応募資格・条件

市内に所在する店舗で士別市の実施する家庭応援券事業の趣旨に賛同する事業所とします。

(1) 以下の要件をすべて満たし、市に登録された事業者を応援券の取扱事業者とし、登録は店舗ごとに行います。

①市内に店舗を有し、特定取引※を行う法人又は個人事業主

※応援券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の売買若しくは賃借又は役務の提供をいう。

②士別市家庭応援券事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）及び本募集要項を遵守し、市に対して応援券の換金を申し出ることができる者

(2) 応援券を利用できる店舗の分類は、次のとおりとします。

①大型店舗	売場面積が1,000㎡を超える大規模小売店舗	共通券のみ利用可
②チェーン店	国内に11店舗以上あるもの	
③フランチャイズ店	フランチャイズ契約を締結しているもの	
④上記以外の店	上記以外のもの	一般商店等利用券と共通券が利用可

(3) 次の要件に当てはまる事業者は対象外とします。

①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者

②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員若しくは代表者として実質的に経営に関与している者又はその他暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

③特定の宗教又は政治団体

④公序良俗に反する営業を行う者

⑤その他、市が不適當であると認める者

5 申込・登録

(1) 取扱店舗への登録を希望される場合は、事前に市の認定を受ける必要があります。士別市家庭応援券取扱店舗申込書兼誓約書（様式1号）に必要事項を記入して提出（郵送またはメール）してください。

(2) 登録認定後、事務局から以下の書類等を送付します。

- ・「士別市家庭応援券取扱店舗登録証（様式第2号）」
- ・「士別市家庭応援券換金請求書（様式第3号）」
- ・取扱店舗であることを示すための「ステッカー」等

(3) 取扱店舗の「主な取扱品目」「店舗名」等は取扱店舗一覧に掲載し、チラシや市ホーム

ページ上で公表します。

7 申込期間

令和6年3月6日(水)から令和6年4月5日(金)まで

※上記以降も随時受付しますが、令和6年4月5日までに申し込みをいただいた分は、応援券発送時に同封する取扱店舗一覧に掲載します。

8 応援券の換金方法

換金請求の受付期間：令和6年6月3日(月)から令和7年1月31日(金)まで

換金請求書に使用済みの応援券を揃えて、士別市へ換金請求の手続きをしてください。(士別市から金融機関への振込日は毎週木曜日です。請求内容を受理後に確認して振り込みまでに、2週間程度かかります)

※受付期間を過ぎると換金請求を行うことはできませんので、ご注意ください。

9 注意事項

取扱店舗は、次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 店舗内の見やすい場所に、市が発行した取扱事業者を証する書類等を掲示すること。
- (2) 特定取引において応援券の受取を拒んではならないこと。
- (3) 特定取引に使用されていない応援券を換金し、又はその請求を行わないこと。
- (4) 応援券の使用を見込んだ値上げ等を行ってはならないこと。
- (5) 偽造等の疑いがある応援券の提示を受けた場合は、受取を拒否し、速やかに事務局に報告すること。
- (6) 応援券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。
- (7) 市と適切な連携体制を構築すること。
- (8) 利用者から受け取った応援券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は、取扱店舗の責務とすること。

10 事務局

- (1) 取扱店舗に関すること(店舗の募集・申込)

士別市経済部商工労働観光課 住所：〒095-8686 士別市東6条4丁目1番地

電話：0165-26-7137 (平日の午前8時30分～午後5時15分・土日祝は休み)

メール：shokohka@city.shibetsu.lg.jp

- (2) 事業全般に関すること(応援券の取扱いや換金等)

士別市総務部企画課まちづくり推進係 住所：士別市東6条4丁目1番地

電話：0165-26-7790 (平日の午前8時30分～午後5時15分・土日祝は休み)

メール：kikakuka@city.shibetsu.lg.jp